

事務連絡
令和4年1月31日

障害児者関係施設等 施設長 様
管理者 様

神戸市福祉局障害者支援課長

重度障害者等就労支援特別事業の開始について

平素は、本市の福祉行政の推進にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

これまで、福祉施策における障害福祉サービス等では、制度上、就労の際の外出支援や身体介護などを提供することは認められていませんでしたが、国より福祉施策と雇用施策が連携して、重度障害者が就労する場合に通勤の支援や職場での身体介護などの支援を行う「重度障害者等就労支援特別事業」が、地域生活支援事業のメニューの一つとして示されました。

本市では、障害者の就労機会の拡大を図るため、当事業を開始することになりましたので、お知らせいたします。

記

1. 事業の詳細等掲載神戸市HP

https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/service_introduction/shuroshien.html

2. 事業開始日

令和4年2月1日

3. 支援内容

重度障害者等に対する通勤支援や職場等におけるトイレや食事等の介助について、重度訪問介護、同行援護、行動援護と同等のサービスを提供することにより行う。

4. 対象者

以下の要件をすべて満たしている方が対象となります。

- ① 重度訪問介護、同行援護、行動援護のいずれかのサービス及び計画相談支援の支給決定を受けている者。ただし、計画相談支援の支給決定を受けていない場合は、支給決定を受けた日の直後に到来する重度訪問介護等の支給決定時にあわせて計画相談支援の支給決定も受けること。
- ② 民間企業に雇用されている、又は、自営業を営んでおり（個人事業の開業届出を行っている者又は法人の代表者等）、就労の継続のために本事業の必要性が見込まれること。*
- ③ 1週間の所定労働時間が10時間以上であること。ただし、民間企業に雇用されている者で、1週間の所定労働時間が10時間未満であっても、当該年度末までに当該企業が10時間以上に引き上げることを目指すことが関係者による支援計画書において確認できる者を含む。

※ 就労継続支援A型事業所、国家公務員、地方公務員、国会議員、地方議会議員等の公務部門で雇用等される者その他これに準ずる者は除く。

5. サービス提供にかかる費用

本事業は雇用施策と福祉施策が連携して支援を行うものとなっています。

職場内における業務外の支援に係る費用と通勤支援の4箇月目以降に係る費用について、利用者とサービス提供事業者間で契約のうえ、利用者から費用を受領します。(ただし、代理受領の場合は、原則1割が利用者負担となり、残りは市に請求していただくことになります。利用者負担上限月額障害福祉サービスと同様です。)

※ 職場内における業務上の支援に係る費用・通勤支援の最初の3ヶ月に係る費用は、企業とサービス提供事業者間で契約のうえ、企業が支払います。

なお、市が負担する費用は、障害福祉サービスの重度訪問介護、同行援護、行動援護の報酬に準じます。

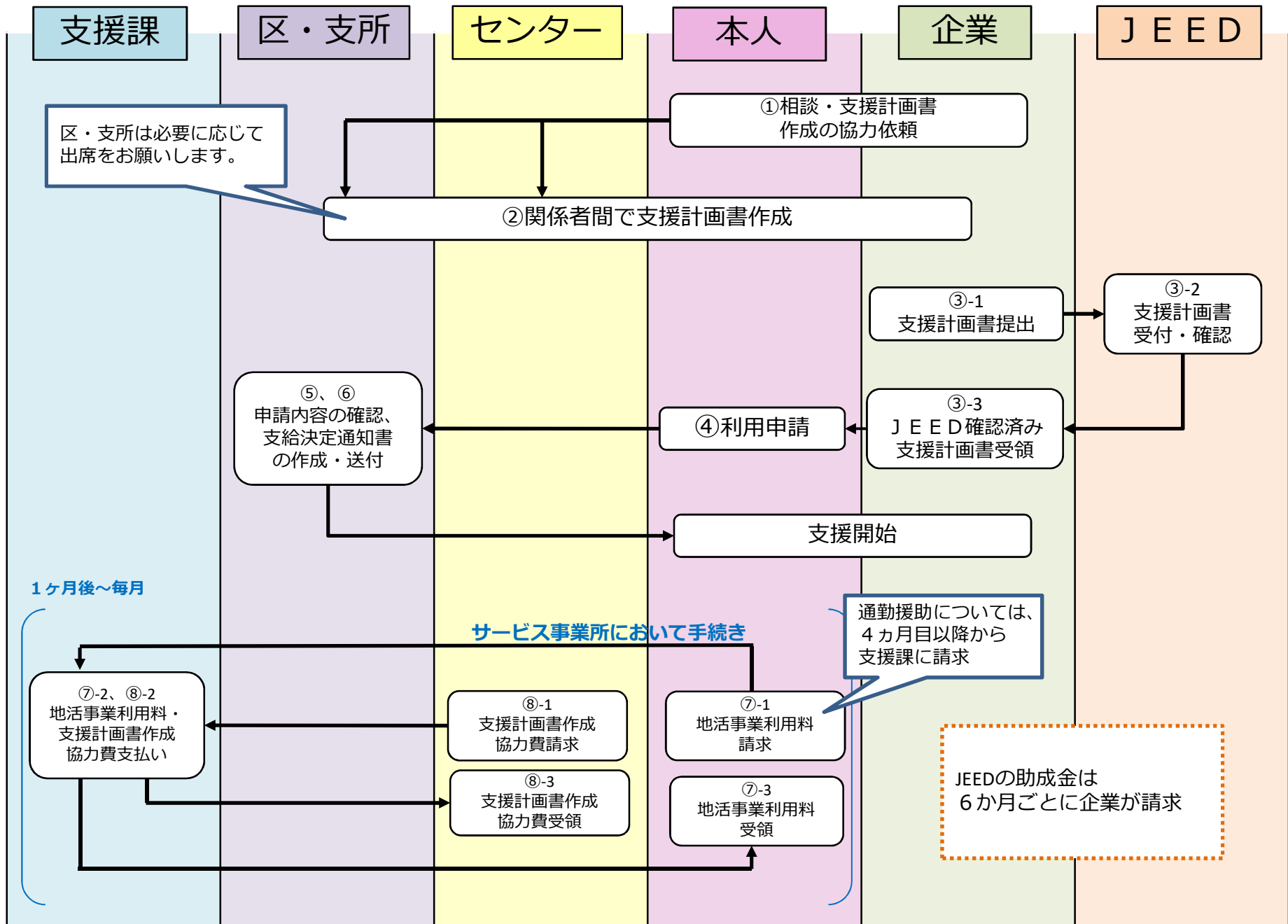
6. 手続きの流れ

別紙参照

福祉局障害者支援課 TEL : 322-5230

FAX : 322-6065

事業の実施フロー（被雇用者）



事業の実施フロー（自営業者等）

